

していかなければならないと指摘された。ひょうご安全センターの菊池さんからは、公務災害補償制度の問題点について、認定までの時間、認定率の低さ、災害認定に関わる職員の問題などが報告され、基金本部との交渉を準備しながら全国センターとして議論していくと確認された。

◆来年はクボタショック10年

総会では、古谷事務局長より活動報と活動方針の提案がされ、「クボタショックや胆管がん問題などこの間の取り組みは、安全衛生運動として歴史的に重要な

課題であることを確認。メンタル、ハラスメント、原発、労働法制改善などでも情報を共有し、厚生労働省交渉、ホットラインを通じ運動を進めていくことと、来年のクボタショック10年を迎えるにあたり、あらためて活動の全国展開のため今後の取り組みを議論する」ことが確認された。

最後に平野議長より、「地域センターにはまだまだ多くの課題があるが、行うことも多くある。これからも安全衛生運動を進めていこう」との挨拶で総会を終えた。



働者は、船内荷役・沿岸荷役の労働者だけでなく、積み荷の袋を繕う女性労働者、積み荷の数量等进行检查する検数労働者、倉庫内で働いていた労働者、トラックで運搬していた労働者にまで及んでいる。

被災者のAさんは、1961年に神戸港郵便局に入局し、その後、神戸中央郵便局へと異動になり、2001年に定年退職するまで外国郵便の取り扱い業務に従事した。退職後10年が経過した2011年、咳や痰がひどくなり、兵庫県立がんセンターを受診したところ悪性胸膜中皮腫と診断され、その年の12月に70歳で亡くなられた、中皮腫と宣告されたあと、「何でこんな病気になったんやろ」「悔しい、悔しい」と言われていたそうである。

Aさんのご家族から相談を受けたのは、2012年8月末。阪神・淡路大震災の際に、2か月間だけ建築物の解体作業に従事された方の労災認定を受け実施した「震災アスベスト健康被害ホットライン」に、相談の電話がかかってきた。「主人は、長年郵便局に勤務し、退職後に中皮腫を発症し亡くなった。震災時に通勤していた際に、アスベストを吸ったのではないのでしょうか?」との相談だった。

郵便局以外の職歴と居住歴を調査したが、アスベストとの接触はみつからない。Aさんの同僚や先輩の方々からの聞き取りを進めていくうちに、「神戸港」「積荷」「石綿」というキーワードがつながってきたのだった。

外国郵便取扱作業で石綿曝露 兵庫●郵便局職員中皮腫の公務災害認定

神戸港郵便局に勤務し、外国郵便が入った郵袋（郵便を運搬するために使用する袋）を、船内で受け取ったり船内へと積み込みを行う際に石綿にばく露した元郵便局員が、悪性胸膜中皮腫を発症し、公務上災害であると認定された。

国家公務員（一般職）における石綿による疾病の公務災害認定は、これまでに全国で20例。その内、日本郵便株式会社（旧郵政省）の関係では、2008年に一人の認定があるが、その方は建築物の保守作業や工事の監督業務に従事された方（別稿参照）。今回の公務災害認定は、郵便物を取り扱う労働者として

は全国で初のケースである。

国内で使用された石綿はほとんどが外国から輸入され、1976年には日本全体の石綿輸入量がピークとなり32万5千トンが船により運び込まれた。そのうち、神戸港に荷揚げされたのは12万8千トンであり、実に全輸入量の3分の1強を占めていた。

そのため、神戸港で石綿荷役作業に従事した労働者が、石綿関連疾患を発症し、労災と認定された人は常用労働者76名、日雇い労働者19名（厚生労働省が2012年度までの分として公表している石綿労災認定事業場名をもとに労働組合が集計）となっている。労災認定された労

Aさんが勤務していた神戸港郵便局は、外国郵便を専門に取り扱う郵便局である。Aさんは、通常課の船舶係に所属していた。船舶係の職員は、1日1回から、多いときは午前中に1回と午後1回、神戸港の各埠頭に赴き、船から外国郵便を受け取る作業と、外国郵便を船に積み込む作業に従事した。

外国郵便を船に積み込む場合は、日通の車で岸壁まで郵袋を運び、郵便船またはチャーターした艇に積み込む。外国郵便を受け取る場合は、岸壁で受け取る場合と沖に停泊している船に乗り込み受け取る「沖取り」の2種類の方法があった。沖取りの際は、基本的に局員2名で作業を行っていた。外国郵便は船倉内の施錠できる部屋内に積まれており、船倉のハッチが空くと、局員は必ず船倉内に入り、郵袋の数をチェックする。荷下ろしの順番があるので、他の積み荷を降ろしている間は、船倉内でしばらく待たされることもあった。

郵袋はモッコ（荷物を運搬するための網）に入れ、郵便船に積み下ろしされる。本船から下された郵袋を取り扱う作業や、岸壁から荷揚げする作業については、港湾の会社に業務を依頼していた。船から岸壁へと陸揚げされた郵袋は、数をかぞえながら日通の車に積み込んでいた。

Aさんの作業内容は、まさに石綿による健康被害が拡がっている検数労働者の作業状況に酷似している。検数業務とは、貨物の積み卸ろしの際に貨物の個

数・荷印・貨物の破損の状態を、荷主の代行として確認するための作業である。

そこで、検数労働者の方に作業内容を聞き取り、以下のような陳述書ができあがった。「船倉は、船の大きさや構造にもよるが、3層から4層になっている。郵便物が入った袋は、上部層の部屋（ロッカールーム）に保管され運ばれてくるが、外国船の場合は8割から9割までが金網だけのロッカールームだった。そのため船倉のハッチを空けた段階で、ロッカールーム内はすでに埃やゴミが入っている状態だった。郵便局の職員は、私たちの近くで一緒に袋の数をかぞえ、破損や袋に異変がないか確認を行っていた。郵便局の職員が、郵便物の袋を運び出すために、船倉内に立ち入っていたことに間違いはない。船倉に石綿が積まれていた場合、船倉内に居ただけで、作業員の荷役作業に伴い発生する粉じんに曝露した可能性は高い」と。

2013年9月30日に神戸中央郵便局に公務災害の申し立てを行い、2014年の9月4日付けで「国家公務員災害補償法の規定により、公務災害と認定する」との決定がなされた。

ご家族は、「主人が病気を発症するまでは、アスベストは特別な問題と思っていました。今回の認定を受け、郵便局の職員でもアスベストとは無関係でないとわかりました。主人と同じ仕事をされていた方は全国に居られます。ぜひ、健康診断を受けていただきたいと思います」と述べられている。

外国郵便の取り扱い業務に従事した元郵政労働者は全国に多数存在し、輸入された石綿袋と郵便が同じ船に混載されたケースも多くあると思われる。郵便物の取り扱い労働者であってもアスベスト曝露と無縁ではないことの周知と健康対策が



(ひょうご労働安全衛生センター)

6年目を迎えるはつりじん肺訴訟

関西●被害の持続・潜在化の構造

2014年12月ではつりじん肺訴訟も6年目を迎える。各原告の忍耐の甲斐もあり、ようやく本人尋問もはじまった。

15名の原告ではじめた訴訟であるが、5年という年月は、じん肺や合併症の増悪を引き起こすの

に十分な期間である。2012年2月には、原告の一人村上さんが亡くなってしまった。各原告としてはできるだけ早期解決を求めているが、未だ審理は緒についたばかりという見方もある。

訴訟の進行や論点も重要だ